

30 外部監査公表第2号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、平成30年2月14日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月15日

福岡市監査委員 打越基安
 同 山口剛司
 同 谷山昭
 同 篠原俊

1 監査報告と措置の件数

29 監査公表第3号（平成29年4月6日付 福岡市公報第6383号(別冊)公表）分
 （基金の管理と運用について並びに福岡市モーターボート競走事業に係る事務の執行及び管理について） ……30件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

29 監査公表第3号（平成29年4月6日付 福岡市公報第6383号(別冊)公表）分

Ⅲ 基金の管理と運用について

第2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

5. 基金の管理と運用全般における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>② 寄付金を財源とする基金に係る情報開示の拡充について (意見) 市は、寄付金を積立財源とする基金について、寄付者にとって有益な情報となるよう、また、新規の寄付へのインセンティブにつながるよう、積極的に情報開示を図る姿勢が望まれる。 ふくおか応援寄付のホームページが寄付を募るアピールの場であることを考えれば、市は、「寄付金はどのように活用されるか」などより具体的なイメージができるよう、情報開示を積極的に図ることが有効であると考えられる。 (財政局財産活用課)</p>	<p>平成29年5月のふくおか応援寄付のリニューアルに合わせ、ホームページやパンフレットについても、各事業・取組において寄付金がどのように活用されるかを、これまで以上に分かりやすく具体的に示すよう改善を行うとともに、寄付金の活用実績を紹介する「事業実績報告書」の内容の充実を図り、10月にホームページ上で公開を行った。 今後も、ふくおか応援寄付の寄付金の使い道について、共感や支援を得られるよう、積極的な情報開示に取り組む。</p>

6. 各基金の管理と運用に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 福岡市財政調整基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 基金の処分内容の具体化及び取崩額根拠の明確化について (意見)</p> <p>取崩に関する文書には具体的にどのような内容の経費の財源に充てられたか記載はなく、条例に規定された処分項目に合致しているのか不明である。また、取崩額について積算根拠を記載した決裁文書はなく、結果として基金が有効に活用されたことを確認できない。</p> <p>市は、福岡市財政調整基金条例の趣旨を踏まえ、取崩額について積算根拠を明確化し、その内容について決裁文書として保存しておくことが望ましい。</p> <p>(財政局財政調整課)</p>	<p>平成 28 年度予算の執行より、基金取崩の決裁文書に、取崩額の考え方を記載した。</p> <p>なお、財政調整基金の基金受入金は一般財源であるため、使途は特定されない。</p>

(2) 福岡市庁舎建設等資金積立金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 基金の計画的な積立の検討について (意見)</p> <p>庁舎等公共施設の新設や改修等には将来的に多額の費用が必要と考えられるが、現在のところ福岡市庁舎建設等資金積立金は当該費用に基づく計画的な積立が実施されている訳ではない。市は、福岡市アセットマネジメント実行計画等を踏まえて中長期的視点に立ち、庁舎等公共施設の新設や改修等に係る費用を念頭に、計画的な積立について検討することが望まれる。</p> <p>(財政局財政調整課)</p>	<p>平成 29 年 6 月に、福岡市アセットマネジメント推進プランを策定したところであり、今後、同プランや市全体の財政状況等を踏まえながら、庁舎建設等資金積立金の積立・取崩の検討を行う。</p>

(5) 福岡市土地開発基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
-----------	-----------

<p>① 事業計画の明確化について (指摘)</p> <p>福岡市土地開発基金要領では、「基金設置の目的に応じ、市全般の公共用地等の取得に関する事業の予定を勘案し、適正な事業計画をたてる」とされているにすぎず、当該事業計画の具体的な対象、範囲等が不明確であり、結果として形骸化している規定となっていると判断せざるを得ない。市は、福岡市土地開発基金要領における事業計画の具体的な対象、範囲等を明確化すべきである。</p> <p>(財政局財産活用課)</p>	<p>新たに福岡市土地開発基金管理要綱（福岡市土地開発基金要領は廃止）を策定し、同要綱において、事業計画の具体的な範囲等を明確化した。</p>
<p>② 基金の積立額根拠の明確化について (意見)</p> <p>積立額 20 億円の算定根拠に係る文書がなく、その結果、福岡市土地開発基金の積立額の妥当性について疑念が生じかねない。</p> <p>市は、積立額の算定根拠については文書でその内容を明確化することが望まれる。</p> <p>(財政局財産活用課)</p>	<p>基金の積立額の算定根拠については、今後の積立実施時において、その算定根拠を明確にすることとした。</p>

(8) 福岡市NPO活動支援基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 実績報告書の適切な確認の実施について (指摘)</p> <p>市は、補助対象者及び補助対象内容について実質的な検証が不十分である。市は、補助金額の確定に際して事業実施団体から実績報告書の提出を受け、その内容の確認を行う際は、不明点等があれば事業実施団体に問い合わせるなどして支出の相手先、金額の妥当性等を含めた支出内容の検証を適切に実施し、補助金支出の適切な執</p>	<p>補助金額の確定に際し、補助対象者及び補助対象内容についての検証を適切かつ確実に実施するため、「補助金実績報告チェックシート」を新たに作成し、活用することとした。</p> <p>また、補助団体へ補助金の適正利用及び事業報告に係る書類整備等について周知を図るため、事業期間中にヒアリングを実施することとした。</p>

<p>行に努めるべきである。</p> <p>(市民局市民公益活動推進課)</p>	
--	--

(10) 福岡市こども未来基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① ふくおか応援寄付金等を財源として実施した事業の情報公開について (指摘)</p> <p>市は、福岡市こども未来基金を充当して実施する事業の選定基準及び充当額の算定基準を明確にした上で、寄付金の使途をより具体的にかつ適切に公表することが望まれる。</p> <p>また、一部の事業について、福岡市こども未来基金を充当していないにもかかわらず公表資料では活用した旨の記載がされている状況は、閲覧者や寄付者の誤解を招くため、不適切な情報公開であると言わざるを得ない。正確な情報公開を行うべきである。</p> <p>(こども未来局総務企画課)</p>	<p>福岡市こども未来基金については、毎年度の予算編成において充当する事業や充当額を定めることとしている。</p> <p>なお、同基金の公表資料については、指摘を受けて直ちに記載内容の修正を行った。今後は、正確な情報公開を徹底する。</p>

(11) 福岡市立中央児童会館基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 委託事業の仕様書の一部が実施されなかった場合の適切な対応について (意見)</p> <p>仕様書で求められる事業の一部が正当な理由に基づき実施されていないが、その代替として同等の事業が実施されており問題ないとのことである。しかし、市はこのことに関する決裁を行っておらず、本事業の実施結果が仕様書の内容を充足しているかどうか市の判断及びその根拠が明確ではない。</p> <p>このため、実施できない事業が生じた場合には、市は決裁を行った上で、他の代替事業を実施するように仕様書を変更する</p>	<p>委託事業で仕様書に記載する事業が実施できない状況が発生した場合は、決裁を行ったうえで他の代替事業の実施もしくは委託料を減額する契約変更を行うか、もしくは仕様書の内容を充足している旨の判断及びその根拠を明確にする。</p> <p>また、事業報告書の記載項目については、事業の実施結果が仕様書の内容を満たしていることが明確になるよう、的確に表記する。</p>

<p>か又は当該事業は実施せずに委託料を減額する契約変更を行うか、もしくは実施された事業は仕様書の内容を充足している旨の判断及びその根拠を明確にすることが望ましい。</p> <p>また、仕様書及び事業報告書の記載項目が不明確であり、事業の実施結果が仕様書の内容を満たしているかどうか、客観的に見て不明瞭な部分がある。このため、市は決裁を行った上で、仕様書及び事業報告書の記載の対応関係を明示して実施された事業は仕様書の内容を充足している旨を明確にすることが望ましい。</p> <p>(こども未来局青少年健全育成課)</p>	
<p>③ 館外活動業務の公募の必要性について (意見)</p> <p>指定管理業務と館外活動業務とでは事業内容が大幅に異なることに鑑みれば、平成26年度及び平成27年度に実施した館外活動業務については、公募により業者を選定する余地があったと考える。</p> <p>平成28年度から指定管理者の選定は公募により実施されているが、監査対象期間は平成27年度であることから意見として記載する。市は、今後、同様の事例について十分留意することが望ましい。</p> <p>(こども未来局青少年健全育成課)</p>	<p>児童館は指定管理による管理運営を平成28年度より公募で実施している。今後、同様の事例が発生した際には、業者選定について十分留意する。</p>

(12) 福岡市国民健康保険高額療養費貸付基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 国民健康保険高額療養費貸付事業関連書類の新様式使用の徹底について (意見)</p> <p>市は、様式を改定する際、特に自己負担限度額の算定に影響がある箇所改定に当たっては、改定後の様式を用いるように徹底することが望ましい。</p>	<p>帳票の出力を行っている高額療養費支給システムの改修後は、新様式の使用が徹底されている。今後は、制度改正に対応した速やかなシステム改修に努める。</p>

(保健福祉局国民健康保険課)

(16) 福岡市民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 基金の運用利息における使途の明確化について (指摘)</p> <p>市は、市社協と協議の上、補助金の交付決定通知書や市社協の事業実績報告書等において、運用利息の充当されている事業内容及び事業費を明確化するとともに、当該充当先が条例の趣旨に則った、民間社会福祉事業従事職員の福利厚生に要する費用かについて検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉局福祉・介護予防課)</p>	<p>福利厚生事業費に含まれる人件費については、これまで法人運営事業に計上されている人件費の一部に含まれていたところであるが、市社協と協議を行い、今後、福利厚生事業費に含まれる人件費として明確化するため、事業実績報告書等の記載方法を改めるとともに、補助金の交付決定時などに確認を行うこととした。</p>

(17) 福岡市地域保健福祉振興基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 福岡市地域保健福祉振興基金事業の目標設定の見直しについて (意見)</p> <p>両者の目標が整合していない点を踏まえると、事業計画策定時に、行財政改革プランの目標は念頭になかったと言わざるをえない。</p> <p>市社協は行財政改革プラン上の目標に過度に捉われる必要はなく、状況に応じて目標を見直すことは必要である。しかし、市社協が設定目標を見直すのであれば、市は現状の目標と実績を把握し、その差異の原因を分析した上で、目標を見直す必要があるのか、見直した後の目標は実現可能性があるのかについて検討することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉局福祉・介護予防課)</p>	<p>行財政改革プランについては、平成25年度から平成28年度までを計画期間とするものであり、直近の活動状況を踏まえて単年度の目標値を設定している市社協の事業計画とは性質が異なるものであることから、完全に一致させることは困難であるが、目標の設定や見直しにあたっては、整合性を出来る限り図ることができるように、市社協と十分に協議を行いながら進めることとした。</p>
<p>② 基金の元本取崩の検討について (意見)</p> <p>近年基金の運用利率が極めて低いこと</p>	<p>地域保健福祉振興基金については、当該基金の設置目的などを踏まえると、現時点においては、現在の基金事業の財源として</p>

<p>や、地域保健福祉振興基金事業補助金には一般財源からの補填が毎年必要となっていることを踏まえると、13億円を超える資金を基金として積立しておくことは、資金を効果的かつ効率的に使用するという観点から検討の余地があると考えられる。</p> <p>市は、今後どのような事業に基金を活用していくのかを検討し、市の財政状況を見据えた上で、計画的に基金を取り崩すことを検討することが望ましい。</p> <p>(保健福祉局福祉・介護予防課)</p>	<p>元本を取り崩し、充当する予定はないが、今後の超高齢社会を踏まえ、現在の基金事業に代わる新たな事業を行う場合などにおいて、必要に応じて、基金の元本の活用を行うことも視野に入れながら検討を行うこととした。</p>
---	---

(18) 福岡市環境市民ファンド

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 住宅用太陽光発電システムに対する補助制度の改変について (意見)</p> <p>市は、住宅用エネルギーシステム導入促進事業のうち、需要が大きく減少している住宅用太陽光発電システムに対する補助制度について、制度の改変等を検討することが望ましい。</p> <p>住宅用エネルギーシステム導入促進事業としては、環境保全及び市民のニーズを的確に把握し、適宜補助事業の内容を見直すことにより、より効果的な基金の活用を検討することが望ましい。</p> <p>(環境局環境政策課)</p>	<p>住宅用太陽光発電システムに対する補助については、電力の固定価格買取制度の変更状況や市民ニーズ等を踏まえた見直しを適宜行っている。</p> <p>平成 29 年度は、買取価格が低下しても導入のメリットが得られるよう、補助内容を、蓄電池、HEMS等との複合導入により「自家消費型太陽光発電」を促進するものに見直した。</p> <p>今後も、市民ニーズ等を踏まえて見直しを行っていく。</p>

(20) 福岡市音楽産業振興基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 基金の有効活用内容の具体化について (意見)</p> <p>市は有効活用を目指して平成 28 年 9 月に今後の取組を決定しているが、基金の有効活用については音楽関連産業の人材育成事業等に充当するとされるのみで、その活用の内容が具体化されているとは言え</p>	<p>基金の活用内容の具体化という点に関して、来年度より民間と市が協力して行っている音楽産業振興事業の拡充に利用する方向で手続きを進めているところである。また、基金の広報については、継続的に随時市の広報媒体や後援イベント、民間音楽ポータルサイト等において行っている。ふく</p>

<p>ないと考える。市は、基金の設置の目的に照らした上で、活用内容をより具体化することが望まれる。具体化した活用内容については、広く市民への周知を図るとともに、再度ふくおか応援寄付の対象とすることも検討することが望まれる。</p> <p>(経済観光文化局コンテンツ振興課)</p>	<p>おか応援寄付について、当面は現状のままとし、今後の状況によっては、再度対象とすることも検討する。</p>
--	---

(21) 福岡城整備基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 目標額達成方法の拡充について (意見)</p> <p>市は、イベントでの広報活動等に加え、SNS の活用等によって更なる周知を図るとともに、福岡城に対する市民意識の醸成を図ることが望ましい。また、目標額の達成に向け、クラウドファンディングの実施や地場企業をはじめとした大口寄付の拡大等の検討を進めることで、寄付金額の増加を図ることが望まれる。また、市は、寄付金を広く募集する際には、基金の積立や取崩の状況、事業の進捗状況などの基金の成果に関する情報を適時に開示することが望ましい。</p> <p>(経済観光文化局史跡整備活用課)</p>	<p>基金の広報活動や、復元整備事業の進捗状況等については、舞鶴公園をはじめとした市内各種イベントにおけるブース出展などのPR活動や、ふるさと納税制度を活用した福岡市ホームページによる周知、市内文化関連施設等へのリーフレット及び募金箱の設置などを行った。</p> <p>さらに、関係自治体が一堂に会する「ふるさと納税フェスタ」への参加や、各地の福岡県人会などと連携し、総会でのブース出展や、会員へのリーフレット配布を行うなど、市外でのPRにも積極的に取り組んだ。</p> <p>今後とも、文化財部フェイスブックや市ホームページなどを活用し、情報発信を行うことで、さらなる周知を図るとともに、他都市の例なども参考にしながら、新たな手法を検討し、基金の広域的募集に努めていく。</p>

(22) 福岡市競艇事業積立金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 取り崩した競艇事業積立金の一般会計への繰り入れ等の検討について (意見)</p> <p>福岡市競艇事業積立金の過年度の用途を考慮すれば、積立資金はこれまでと同様に、設備資金及び地方公共団体金融機構納</p>	<p>積立資金残高については、次期経営計画(平成33年度～37年度)を策定する際、具体的な施設整備計画に基づく資金需要を決定し、資金の有効活用の方策を検討することとした。</p>

<p>付金に充当することが考えられる。市が策定した今後5年間の福岡市モーターボート競走事業の収支計画に基づくと、平成32年度末でも多額の積立資金残高が留保されてしまい資金が有効活用されない可能性が高いと考える。市は、積立資金残高のうち福岡市モーターボート競走事業に留保しておくべき必要額を見積もった上で、差引残額を一般会計に繰り入れること等資金の有効活用方策を検討することが望ましい。</p> <p>(経済観光文化局経営企画課)</p>	
--	--

(25) 福岡市営住宅敷金基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 基金運用利息の使途の整理及び決裁文書の保存について (意見)</p> <p>規定されていない事業費に充てるのであれば、その判断が福岡市営住宅条例や福岡市営住宅敷金基金条例に照らして妥当であるか慎重に検討し、検討の経緯を文書化しておくことが望まれる。</p> <p>また、駐車場の整備のように、基金造成時には想定していなかった事業に充てることが増えてきているのであれば、規定そのものを実態に即して見直すことが望ましい。</p> <p>(住宅都市局住宅管理課)</p>	<p>基金運用利息の使途について、条例の趣旨を十分に踏まえ、その具体的範囲について検討を行い、その方針を定めた。</p>

(28) 福岡しみどりの基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 実施事業の成果の把握及び評価並びに基金利用に係る妥当性の検討について (意見)</p> <p>市民・企業と共働で行う花とみどりのまちづくりを推進・啓発する事業は過年度から実施されている既存の事業であり、市財</p>	<p>平成29年度からは、基金の使途を公園、街路樹等の公共空間の緑化のための維持管理・整備等に明確にし、基金事業を行う前に十分に検証を行うことにしている。</p> <p>また、新たな財源の積立を行うため、ふくおか応援寄付のメニューに追加し、イベ</p>

<p>政が逼迫しているために福岡市みどりの基金を取り崩して財源に充てられたことは資金融通的に使用されているようにみえる。</p> <p>市民にとって真に必要な事業を継続することは重要であるが、必要な事業であるかを判断するために実施事業に係る成果を把握し評価を行うとともに、基金を使用することの妥当性について十分検討を行うことが望ましい。</p> <p>また、福岡市みどりの基金は当初の財産を取り崩して事業を実施しており、これまで新たな財源の積立を行っていないことから、事業の継続に当たっては新たな財源の確保について検討を行うことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(住宅都市局みどり推進課)</p>	<p>ント時にも募金を行うこととした。</p>
--	-------------------------

(35) 福岡市水道水源かん養事業基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 事業継続のための基金の新規積立方策等の検討について (意見)</p> <p>平成 42 年度以降についても水道水源かん養事業自体は継続して実施すると考えられるが、市は、その全額を一般財源で賄うか、福岡市水道水源かん養事業基金の新規積立を実施して基金を充当しながら実施していくか、早期に検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(水道局流域連携課)</p>	<p>福岡市水道水源かん養事業基金については「福岡市水道長期ビジョン 2028」の計画期間である平成 29 年度から 40 年度までは、現有基金を活用して事業を実施できる見込みである。</p> <p>今後の方向性については、本市の財政状況や国等の水資源に関する施策の動向等を注視しながら、次期ビジョンの策定時に検討し、判断することとした。</p>

IV 福岡市モーターボート競走事業に係る事務の執行及び管理について

第 2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

5. 福岡市モーターボート競走事業に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 経営状況の把握・分析、計画の進捗管理に関する事項

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① ROKU 投資計画における収支見込と施設の有効活用施策の見直しについて (指摘)</p> <p>ROKU が市民にとって有効に利用されるためには、まず、「有効に利用されているとは、どのような状態なのか」を検討し、それを具体的に達成するためのイベント開催頻度や団体客の誘致数、施設の稼働率などの成果指標を設定する必要がある。さらに、建設後は当初設定した目標や計画と実績を比較して継続的に事業を評価し、問題点があれば運営方法を随時見直す必要がある。また、「ライフサイクルコスト」の考え方によれば、施設の維持に必要な運用管理費（ランニングコスト）は、建設費よりも多額に生じると考えられている。市は、ROKU の建設について、運用管理コストも考慮した支出に見合った効果があるのか、また、効果を出すためにはどのように活用すればよいのか、検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画課)</p>	<p>ROKU は、女性や初心者が安心して楽しめるスペースとして、初心者教室を開催するほか、インバウンドの受け入れ施設として活用するなど、今後の入場者数及び場内売上への減少に対する改善施策を担う施設である。</p> <p>平成 29 年 12 月現在の稼働率は、約 44% であり、更なる有効活用を図るために毎年度の施設利用目標を立てるとともに、利用対象を一般利用者まで拡大するなど、運営方法の見直しも随時実施している。</p> <p>今後も引き続き、ランニングコストを考慮した支出に見合った効果を出すための活用方法について検討していくこととした。</p> <p>(平成 29 年度目標)</p> <p>初心者教室など：42 回程度、 レディースデイ：12 回程度、 イベント：12 回程度、 インバウンド：4 回程度</p>
<p>② 平成 28 年度以降収支計画における課題を踏まえた修正の検討について (意見)</p> <p>シミュレーションの算定資料を閲覧したところ、次のア～エの問題点が抽出された。</p> <p>ア. 営業収益に ROKU 建設による増収効果が考慮されていない。</p> <p>イ. 減価償却費算定の根拠資料がなく、また、算定した数値に疑義がある。</p> <p>ウ. 消費税等支払額の算定に関し、大規模施設整備による影響を考慮していない。</p>	<p>ア. ROKU はボートレース業界全体の新規顧客開拓を目的に設置した体験施設であり、その多くが初心者であるため、増収効果を積算することは困難である。</p> <p>イ・ウ. 平成 33 年からの次期経営計画の策定時において、減価償却費や消費税等についても適正な数値で積算する。</p> <p>エ. ボートレース事業においては、売上形態別、部門別等の費用や利益は、密接不可分の関係であるため、全体で収支を判断し意思決定を行っているが、今後は、多面的な分析についても検討していくこととした。</p>

エ. 売上形態別、部門別等の費用や利益を用いた分析をしていない。

市は、売上の状況を把握し、集客力の向上や増収を図ることと同様に、収支構造を見直してコスト削減を図ることも重要な視点である。共通費の按分といった課題はあるものの、多面的に分析を行い、今後の意思決定に役立てていくことが望まれる。

(経営企画課)

(2) 契約、資産、労務等の管理に関する事項

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 株式会社日本レジャーチャンネルへの建物貸付料徴収について (指摘)</p> <p>市は、株式会社日本レジャーチャンネルと協議のうえ、建物の貸付料を徴収すべきである。仮に、貸付料を徴収しないことに正当な理由があるのであれば、それは福岡市公有財産規則第 32 条 1 項のただし書きの規定に基づいて、別に定めを設けるべきである。</p> <p>(経営企画課)</p>	<p>株式会社日本レジャーチャンネルへの土地・建物の貸付については、平成 29 年度から市有財産(土地・建物)の使用を許可(貸付)し、貸付料(年額 600,018 円)を徴収している。</p>
<p>② 福岡競艇場従事員に対する退会餞別金に係る福岡競艇場従事員共済事業補助金の公益性の再検討について (意見)</p> <p>市は、最高裁判所の判決内容を踏まえ、共済会補助金の交付に係る公益性の判断について再検討を行い、給与法定主義に基づき、内容を十分に吟味した上で、従事員に対する退職手当に関する条例の制定を検討することが望ましい。市は平成 29 年 2 月に開催される市議会に条例案を上程する方向で関係部署等と協議を行うとの回答を得ているが、実効性を伴うことが肝要であると考えられる。また、平成 28 年</p>	<p>福岡競艇場従事員に対する退会餞別金に係る福岡競艇場従事員共済事業補助金の公益性の再検討については、平成 29 年 2 月議会において、「福岡市モーターボート競走事業従事員の給与の種類及び基準を定める条例案」を上程し可決された。なお、同条例については、同年 2 月 27 日に公布・施行し、同条例附則において、従事員に対する退職手当に関して規定した。</p> <p>また、同条例の施行と同日付で退会餞別金制度を廃止した。</p> <p>なお、同条例が制定される前の支給についても同条例の規定により支給した給与とする経過措置を定めた。</p>

<p>度における共済会補助金の交付及び退会 餞別金の支給に関し、当該条例の制定後の 処理についても検討を行うことが望まれ る。</p> <p>なお、当該条例が制定されたとしても、 当該条例が制定される前にすでに支給し た退会餞別金については、引き続き給与条 例主義を潜脱した状態にあると判断され る可能性があると考えられる。その点につ いても市は十分に検討を行った上で、適切 な対応を実施することが望まれる。</p> <p style="text-align: center;">(開催運営課)</p>	
<p>③ 特命随意契約における委託先の適切な 選定について (意見)</p> <p>安易に特命随意契約が認められると、不 適正な価格で契約が締結されてしまうお それがあるため、特命随意契約を行うに当 たっては、業務が「地方自治法施行令第 167 条の 2 に照らして妥当である」と客観的に 説明できるかどうか、慎重に判断する必要 がある。設備保守業務委託 8 件のチェック リストの「確認方法」では、「他に受託可 能な業者がいる」という可能性を排除でき ず、特命随意契約の根拠としては、不十分 である。</p> <p>検討してもなお特命随意契約が適切と 考えるのであれば、その検討経緯や特命随 意契約が適切である根拠を、説明責任の観 点から詳細に文書化しておくことが望ま れる。</p> <p style="text-align: center;">(経営企画課・開催運営課)</p>	<p>今後、検討経緯や特命随意契約が適切で ある根拠を詳細に文書化していくこととし た。</p>
<p>④ 宣伝業務委託契約の選定会議構成員の 見直しについて (意見)</p> <p>いずれの委託業務においても、企画選定</p>	<p>宣伝業務の選定会議については、その構 成員の半数は、所管課の職員ではないため 参加企業の担当者と顔見知りの関係とはな っていない。</p>

<p>会議の構成員は、全員経済観光文化局ボートレース事業部の職員で構成されている。コンペに複数回参加している業者も多く、選定を行う構成員とコンペ参加企業の担当者とは、顔見知りの関係となっている可能性があり、この状況は企画の選定における馴れ合いを招き、選定の公正性が保たれなくなる可能性がある。</p> <p>市は、コンペ方式による企画競争の実施に当たって、企画の選定を行う評価委員が市職員のみで構成される場合は、その過半数が事業を所管する部署以外の担当者であることを要請するなど、費用対効果も踏まえながら、望ましい選定会議構成員について検討することが望まれる。</p> <p>(経営企画課)</p>	<p>しかし、公正性の確保及び新たな意見・発想の取り込み等を視野に、平成 29 年 10 月よりボートレースの専門知識を有する一般財団法人日本モーターボート競走会職員を企画選定会議の構成員として追加し、実施している。</p>
<p>⑤ 予定価格と契約金額に著しい差額が生じた場合の対応について (意見)</p> <p>予定価格と入札額を比較すると、契約した業社だけでなく、他業者の入札額を考慮しても全体として予定価格の半額程度となっており、予定価格を大幅に下回っている。市は入札額が予定価格を大幅に下回った原因について調査し、判明した原因に応じて、適切な対応をとることが望ましい。</p> <p>(経営企画課)</p>	<p>予定価格を大幅に下回る入札を行う業者については、業務量が少なく見積もられていることが原因であると考えられるため、仕様書の記載内容について、より明確な表記を行い、市側と入札業者間で齟齬が生じないように努めた。また、予定価格の積算において、低減できる余地はないか見直しを行うこととした。</p>
<p>⑥ 公有財産の賃貸にかかる相手方の公募の検討について (意見)</p> <p>食堂及び売店の運営のための公有財産の貸付けについて、長期にわたり公募を行わず 1 者のみに貸し付けている現状に鑑みると、他の業者の参入機会がなく、契約の公平性が確保できているとは言い難い。</p> <p>契約の公平性を確保するため、食堂及び</p>	<p>今後、予定している東スタンドリニューアルに併せて、食堂及び売店の再配置、形態や新規業者の公募など、サービスの多様性について、検討することとした。</p>

<p>売店の運営のための公有財産の貸付けを公募方式にすることを検討することが望まれる。</p> <p>また、ファンサービスの一環として、スタンドごとに業者を変えるなど、提供するサービスの多様性を確保することもあわせて検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画課)</p>	
--	--

(3) 効果的かつ効率的な経営の推進に関する事項

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① アンケートを活用した来場頻度の把握及びその改善策の実行について (意見)</p> <p>直近のアンケート内容を確認したところ、市は、いずれのアンケートにおいても、来場者の来場頻度をアンケート項目に織り込んでいない。このことは、例えば「リピーターを増やすための施策を検討する上で、来場者のニーズを来場頻度別に把握する」といった、有用な情報を得る機会を失っている可能性がある。</p> <p>市は、経営計画の中でも、来場者の実態把握のための定期的な調査を謳っており、その一環として、より有用なアンケートのあり方を検討することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画課)</p>	<p>平成29年度は来場者の来場頻度及びニーズなどの実態把握のためのアンケート調査を実施した。</p> <p>※7月14日～16日（3日間）</p> <p>約500人を対象として実施した。</p>
<p>② 有料指定席の稼働状況把握の検討について (意見)</p> <p>有料指定席の稼働状況を把握していないため、市は施設の利用実態を把握できず、モーターボート競走事業を運営する上で、有効な意思決定に資する情報が不足している可能性がある。</p> <p>市担当者によれば、有料指定席券は発券機を用いて販売されており、検討したこと</p>	<p>有料指定席の稼働状況については、発券システムなどから把握済みであり、その稼働状況、お客様のニーズ調査及び他場の有料席状況を踏まえ、平成30年度に行う東スタンドリニューアル工事の実施設設計の中で、有料指定席の席数、グループ席及び料金設定などの検討を行う。</p>

はないが、発券システムに残っている情報から、稼働状況を把握できる可能性はあるとのことである。

市は経営計画の中で、「お客様ニーズの把握」を目的とする調査を検討している。調査内容の詳細はまだ具体化されていないが、調査内容の中に有料指定席の利用状況や要望等を織り込むことも、有料指定席の利用実態を把握するための方策であると考えられる。

有料指定席の需要の傾向を把握し、望ましい料金設定、サービス内容や座席数等を検討することが望まれる。

(開催運営課)